**令和５年度第３回岩国市環境審議会の結果について**

1. **会議名**

令和５年度第３回岩国市環境審議会

**2　開催日時**

　 令和５年11月24日（金）　午後2時00分から午後3時30分

**3　開催場所**

　 岩国市役所２階　特別会議室

**４　出席した者の氏名**

　（委員）

　　藤野完二（会長）、木村圭一（副会長）

　　河本智勇、福田博一、宇野勝子、角貞明、石元貞子、後田雅伸、木村繁

　（事務局）

　　環境部長：神足欣男、環境政策課　課長：藤井哲夫、環境企画班長：藤本龍吾、環境企画班：江頭遼

　（担当部署等）

　　環境事業課　課長：米原正和、企画室長：青木肇、企画室：山田寛、重村紀幸

　　株式会社東和テクノロジー　清水文雄、中村由幸

　（関連部署）

　　環境施設課　課長：古本健二郎、下水道課　課長：瀬戸正義、都市排水施設課　課長：長津信之

**５**　**議題**

岩国市一般廃棄物処理基本計画の策定について

　**６　公開・非公開の別**

公開

**７　傍聴人数**

**０**人

**８　会議内容概要**

　《審議等事項》

岩国市一般廃棄物処理基本計画の策定について

（会　長）

それでは会議を始めたいと思います。

本日は委員12名のうち、９名にご出席いただいております。岩国市環境審議会条例第６条第２項の規定であります、過半数の７名以上の出席により、本日の会議が成立していることを報告いたします。

次に、会議録の署名委員として、木村繁委員、河本委員に署名をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、本日の議題について、担当課から説明をお願いします。

～担当課（環境事業課）から

（１）報告事項　①第２回審議会の資料３の一部訂正について（数値目標値の修正）

資料に沿って説明～

（会　長）

ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

〈　委員からの意見、質問なし　〉

（会　長）

それでは、次の説明をお願いします。

～担当課から　（２）審議事項　①数値目標の見直し

資料に沿って説明～

（会　長）

ご意見、ご質問あればお願いします。

（委　員）

資料２の49ページの「市民意識・事業者意識の向上に関する目標」について、意識を改善して向上させる、という数値目標を掲げていますが、どうやって数値を上げていくのですか。

例えば、平成25年の市民アンケート調査結果に比べて、平成30年の調査結果では、市民意識の数値が下がっている項目が何項目かありますよね。そういった項目について、今回、中間目標年度や計画目標年度の目標値を、過去の調査結果の数値の倍以上に設定していますが、これから、こういう方策をとって数値をこのくらい上げていくのだという、根拠が必要だと思います。

それから、「一時的に必要なものは、リース・レンタルや共同利用などをしている」や「知人や友人と不要品を譲りあっている」といった項目がありますが、これは別の会議の中でも出た話なのですが、今の若者は共同体意識が非常に低い、それから、自治会への加入率も非常に低い、アンケートを行っても若い人たちはなかなか参加してくれない、そういった若い人たちの意識をどう高めていくのか、昔の村社会ではないけれど、一緒に助け合っていこう、という時代では当然ないわけですね。そうした中で、数値を上げていこうとするのならば、現代風にどのように共同体意識を持たせるようにするのか。もっといえば、自治会への加入をどのように高めていくのか、活動への参加をどのように促すのかとか、そういったことと全てリンクすると思うのです。

市民意識の数値を上げていくことは当然大切なことなのですが、机上の空論にならないように、何か具体的な方策が必要と思います。

（担当課）

　委員のおっしゃることはごもっともで、なかなか市民の意識の向上というのは、上げるのが難しい部分ではあり、この計画の中で取り組む施策にもあげていますが、地道に、例えば出前講座であったり、イベントでの周知であったりというのは、もちろんやっていかなければならないのと、それから、シェア（共同利用）や自治会への加入という話もありましたけれども、庁内のいろいろな部署の協力とか連携というのが必要になってくるので、その辺はですね、今後も考えていかなければならないと思っています。ご意見をいただきありがとうございます。

（委　員）

そうだと思います。多分、ここの会議だけの問題では済まされないというか、できないことではないかと、それが行政なのだろうと思うのです。（いろいろな問題と）つながっていくのが行政なのだろうと思いますので、よろしくお願いします。

（会　長）

大切なことだと思いますので、我々も関心を持って見ていますので、ぜひよろしくお願いします。

ほかに質問はございますか。

（委　員）

ただ今の、委員のご意見は全くその通りだと思います。先ほどからの数値目標など、かなり低いところを目標にしております。目標は目標なのだからいいのですが、その対策が全然見えてこない。

それからもう一つですね、この市役所を中心とした岩国市の「中心部」、そして「島嶼部」の視点が、全然この中に入っていないのではないかと。この削減目標を、「島嶼部」はどう考えていくのか。地域によってある程度違うと思うので、削減目標自体も変わってくるのではないかと思うのです。そういうところも考慮する必要があるのではないかと思います。

それから、別の会議でも少々発言があったのですけれど、例えば、玖珂とか由宇とかは岩国市なのだから、なぜこの会議の中に入ってないのか。岩国市の奥の方、あるいは旧岩国市だけで話を進めているというような感じがあるので、それでは全体目標として目標を定めたが、島嶼部が言うことを聞いていただけないとかね、そんな話にどんどん陥りやすいので。もう少し幅広く検討するような機会を持たれたらいいのではないかな、というふうに思っています。ひとつまた考えてみてください。以上です。

（会　長）

貴重なご意見をありがとうございました。ぜひ参考にしていただきたいと思います。なにか説明はございますか。

（担当課）

　ご意見をいただきありがとうございました。例えば、地方と中心部、それから、島嶼部、島に住まわれている方とか、山村に住まわれている方とか、市民でも、団体さん、事業者さんなど、いろいろな立場の方がいらっしゃるわけで、そういったさまざまな方たちの協力をどうやって取り付けるか、協力していただけるような環境をどう作るかというのは非常に大事なテーマだと思います。そこはなかなか難しい部分ではあるのですが、その辺できる方策を考えていきたいと思います。

（会　長）

日本国内のリサイクル率の１位は鹿児島県の大崎町で、２位は徳島県の上勝町ですね。どちらも山村ですが、それが実行できているわけです。しかもずっと何年も続いて日本一です。リサイクル率が80％以上という、すさまじい数字なのです。やればできるということだと思いますので、関心を持って見ておりますので、ぜひ今の両委員の意見を反映していただきたいと思います。少々厳しい意見かもしれませんけれど、よろしくお願いいたします。

（担当課）

はい、ありがとうございます。

（会　長）

ほかにございますか。

（委　員）

５年後、10年後というのを見据えてということなので、やはり今の年配の方に言ってもなかなか生活というのは変えられないですからね。10年後というと今の小中学生が大人になっているので、そういう子たちにリサイクルの大切さとか、ごみの減量ということをもっともっと教えていった方が、実際に数字（リサイクル率）が上がってくるのではないかと思います。今は少子化なので子どもさんも少ないのですけれど、やはりそういう地道な活動が大事なのではないかと思います。

（担当課）

ありがとうございます。

今のお話で、例えば学校などへ、ごみの分別をどういうふうにしたらいいのか、といった出前講座をさせていただいたり、サンライズクリーンセンターの見学をしていただいたり、あとで施策の説明のところでも出てきますが、いろいろ周知を行っています。ただそれでもまだまだ、周知が完全に行き渡っているとは言えない状況です。委員のご意見もごもっともだと思いますので、そのあたりも考えていきたいと思います。ありがとうございます。

（会　長）

ほかに何かございますか。ないようでしたら、次の説明お願いします。

～担当課から　（２）審議事項　②計画の体系について

資料に沿って説明～

（会　長）

ご意見、ご質問あればお願いします。

　〈　委員からの意見、質問なし　〉

（会　長）

それでは、次の説明をお願いします。

～担当課から　（２）審議事項　③実施する施策について

（第６節　ごみの発生・排出削減、リサイクルの推進

第７節　食品ロス削減推進計画）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　資料に沿って説明～

（会　長）

ご意見、ご質問があればお願いします。

（委　員）

資料２の68ページの事業系ごみの減量に関しての新規施策で、他団体との連携を今後検討するとありますが、まだ検討中なのですか。

（担当課）

委員の方からご意見いただきました、食品衛生協会などとの連携については、模索中ということで、具体的には進んでいないところです。

（委　員）

あと、この環境審議会ですが、傍聴人が１人もいないことが多いので、もう少し新聞などで記事として取り上げてもらえるよう、そして、市民に関心を持っていただけるようにしていただけたらと思います。

あと１点、前も委員からお話ありました基地のごみについて、基地は公表していませんが、不動産業者を通じて市内に居住する外国人の件数は500件くらいあるらしいのです。不動産業者によると、市内に居住する外国人は、自治会に加入すること、市の指定ごみ袋を買ってちゃんとごみを分別することができているそうです。また、基地の中では、市内に住む外国人のために、日本のごみの分別を教育しているという話です。ところが、基地の中のごみは分別できていない。なぜかというと、入札の条件で、ごみを引き取る業者が基地のごみを分別する、ということになっているからだそうです。

基地ごみは年間3,100トンぐらいあるわけで、ここ数年は横ばいの状況ですが、この問題はだんだん避けては通れないものになってくると思います。

（会　長）

ぜひ、参考にしていただきたいと思います。ほかに質問はございますか。

（委　員）

資料２の61ページの広報ＤＶＤの貸し出しについて、平成30年度は52件の貸し出しがありましたが、令和４年度はずいぶん貸し出しが減っています。

ＤＶＤの内容は新しく作り変えているのですか。この前、私もちょっと見させていただいたのだけれど、今の岩国市に合ったようなＤＶＤとして出来上がっていない気がしたのですけれど。

（担当課）

サンライズクリーンセンターができた時はＤＶＤを作ったのですが、それ以降はＤＶＤの内容を変えておりません。

（委　員）

ＤＶＤの内容が、これまでと何か同じような気がしています。今回の３キリ運動などいろいろなものが一つのＤＶＤでわかるよう、新しく作ったほうがよいと思います。

また、ＤＶＤの貸し出しについて、ホームページとか広報いわくにに小さく掲載されていますが、よほど関心を持って見ないとわからないと思います。最近は、各自治会の会長さんが２年ごとに変わりますし、今回も３キリ運動推進が重点施策になっていますけれど、どのように情報提供したら周知が徹底するのか、効率がいいのか、というのも、やはり各自治会また団体にそういう方法を聞いてから始めた方が、市の方でこうしようああしようというのではなしに、現場の話をもう一度聞けるような場所を持っていただければ、もっと周知が進むのではないかと思うのですけれど、どうでしょうか。

（会　長）

参考にしていただきたいと思います。

（担当課）

ありがとうございます。実際、ホームページとか、小さくてなかなか目立たない、気が付かない、という部分もありますので、確かに自治会とかそういった皆様のご意見とかいただいたうえで周知を行った方が、チラシを全戸配布するというのは、なかなかそんなに頻繁にできるわけではないのですけれど、どういう方法が効果的なのか、いろいろな人の意見を、参考にさせていただきたいと思います。

（会　長）

ほかに何かございますか。

（委　員）

資料２の84ページの食品ロス削減推進計画についてですが、私、こういったことにずっと関わらせていただいて、いろいろと勉強させていただきながらしているのですけれども、86ページに、「フードバンク」とは、まだ食べられるのに処分されてしまう食品を集めて、それらを必要とする福祉施設や団体などに寄付する取り組みです、と書いてあります。また今度勉強させてもらいながら聞かせていただければと思っているのですが、わかる範囲で簡単でいいのですが、行政は、フードバンクと具体的にどう関わっているのですか。

（担当課）

「フードバンクいわくにステーション（岩国市社会福祉法人地域公益活動推進協議会）」が、この10月に新しく立ち上がりまして、そこは行政でなくて民間の団体が経営しているのですが、立ち上げの際にも、福祉とか教育とか、庁内関係部署とも、手付かずで食べられる食品がフードバンクにちゃんと流れるようにしていかないといけない、そういった連携とかが必要ですね、ということで協議しました。行政としては、フードバンクを直接経営するというのではなく、サポートとか連携する形になると思います。

（委　員）

具体的に例えば、スーパーなどでいろいろな食品を扱っているところがあると思いますが、そういった店舗からも売れ残りの食品など出てきますよね。ＮＰＯ法人などの職員がスーパーなどに行って、余っている食品はありませんかとかやるのだったら、行政は関わることがあまりないように思います。声かけとかはできるかもしれませんが。具体的に何か関わりがあるのかなと思います。

（担当課）

　フードバンクの運営は、社会福祉協議会が主体で、生活支援課がそれに直接の関わりを持っており、庁内関係部署はそれに協力・連携していくという形をとっています。

（委　員）

わかりました。そのあたりは、今度私が勉強させていただくテーマのところなので、また教えていただきたいと思います。

（会　長）

ほかに何かございますか。

（委　員）

今のフードロスの話なのですが、廿日市の商業施設に行ったとき、店内放送でフードロスの話をしているのですよ。「今、当店としてはフードロス削減にご協力させていただいています。ついては、そういう商品をここのコーナーに置いています。悪いものでありませんのでお買い上げのほどよろしくお願いします。」と言っているのです。１回だけでなく何回も言っているのですね。そのコーナーを見ていたら、確かに商品が売れているのです。それで、試しにリンゴを買ってみたのです。買ってレジのところに行ったら、店員がちゃんと説明するのですよね。「フードロスですが、これは腐ったものではございません。こういうふうに使用していただければちゃんと食べられます。」と言われたので、「ジャムにするつもりでしたから、少し傷んでいても構わないですよ。」と話しました。

そこだけかと思ったのですが、ほかの商業施設でも同じように店内放送を流しているのですね。岩国市の店舗でどうなっているか、申し訳ないが確認していないのですけれども、あれは非常に有効だと思うのですよ。しかも１回ではないのですね。レジ袋のことも言っているのですよ、さりげなく。あれ非常にお客さんの反応もいいし、失礼ですけれども、ホームページに載せるよりも効果があるのではないかと思うのですけれどね。ぜひ働きかけてみてください。多分、応じるのではないかな。何度もさりげなく言っているのですが、お客さん入れ替わり立ち替わり来ているのですけれども、聞いている人がいるみたいで、コーナーでどんどん売れているのですね。結構いいことだと思うので、ぜひ参考にしていただいたらと思います。

（担当課）

ご意見ありがとうございます。

（会　長）

ほかにご意見ございますか。なければ次の説明をお願いします。

～担当課から　（２）審議事項　③実施する施策について

（第８節　ごみの適正処理の推進

第９節　環境美化の推進）

資料に沿って説明～

（会　長）

何かご質問ございますか。

（委　員）

資料２の93ページの資源化処理施設の検討について、リサイクルプラザが、平成11年に供用開始してから長い時間が経過して、老朽化が進んでいるとあります。それから、プラスチックは、プラマークのないものまで、これからは資源化していかなければならない、とあります。

ここの施策スケジュールに記載しているように、令和６年度に基本計画を行って、そのあと調査・計画・設計を４年かけて行うのでしょうか。その後、実際に作っていくということになるのでしょうか。これはリサイクルプラザも含めて検討していくのですか。それとも、プラマークが付いていない、この新しいプラスチックを処理するだけの計画になるのですか。

（環境施設課）

　来年度の基本計画は、リサイクルプラザの更新を計画していまして、大規模改修をするか、新しく建て直すかということを検討する予定です。その中で、製品プラスチックの扱いをどうするかも含めて検討いたします。いつ頃更新をするかという時期は未定です。

（会　長）

ほかにご意見ございますか。

（委　員）

今度の、プラマークのないプラスチックごみの収集の件なのですけれども、現在の、収集不能ごみとしては、「プラマークのないごみをプラスチック類として出されているので、それを受け付けられません、収集できません。」ということで、ごみ集積場所に置かれているケースが多い、と思います。ごみ収集に対して協力的な地区でも、プラごみの分別で皆さん混乱があるように思います。従って、今後、この法律（新プラ法）に基づいてプラマークのないごみの収集を行うとしても、かなり慎重な施策が必要だろうと思います。確かにプラマークのないごみってあるのですよね。どちらか判断に困るようなものもあります。

この辺のところは、ぜひ慎重にご検討いただけたらと思います。大変でしょうけれど、よろしくお願いしたいと思います。

（会　長）

参考にしていただきたいと思います。他になければ次の説明をお願いします。

～担当課から　（２）審議事項　③実施する施策について

（第４編　生活排水処理基本計画）

資料に沿って説明～

（会　長）

ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

いかがでしょうか。

（委　員）

それでは、私の方から、３点あるのですが。

１点目は、浄化槽の法定検査についてです。２年ほど前に、県から、事前の説明もなく、いきなり浄化槽の改善指導の通知が来て、「法律で決まっているから、毎年、浄化槽の清掃をしてください。」と指導があって、事前に何も説明がなかったものだから、地域の住民がカンカンに怒ってしまって、一斉に県に抗議の電話を入れた、といったことがあったと思います。（注：令和２年度から浄化槽法定検査の判定基準の厳密化に伴い、毎年１回の清掃を行わないと「不適」と判定され、指導の対象となる。）

ご家庭で浄化槽を設置しているほとんどの方がそうだと思うのですが、浄化槽は業者に委託して、年間で数万円とか払って、年４回の点検とかしてもらって、槽内の汚泥の残量も確認してもらって、業者から報告を受けていると思います。槽内の汚泥の残量も、適切だと思っている方が多いと思います。そうした中で、事前の説明もなく、「法律で決まっているから、毎年、浄化槽の清掃をしてください。」とありました。趣旨はわかるのですが、ただ、いきなり通知を出すのではなくて、「こういう理由で、こういう必要があるので、こういうふうにして下さい。」といったことを、事前に説明しておく必要があったと思います。

そこで、市の方にご協力のお願いというのが、こうしたことについては、県の方と協議していただいて、調整していただいたほうが、住民の皆さんも協力しやすいし、いいのだと思います。その辺のところは大変でしょうけど、よろしくお願いします。

２点目が、家庭で使った後の、廃食用油の問題ですけれども、資源品として出している方が非常に少ない、という印象があります。台所の流しから流れている油の量も多いと思います。出し方はそんなに手間ではないですね。食用油を買ったときのポリ容器の中に、不用になった油を入れて、資源品の日に、ごみ集積場所に出しておけばいいだけの話ですので。使って不用になった食用油も資源になるのだ、ということをきちんと周知していただければと思います。

３点目が、ごみの不法投棄とも関連してきますが、ダム湖に流れ込むごみは、意外なことに蛍光灯が多いのです。長尺などいろいろな蛍光灯です。蛍光灯は業者に持っていくと引き取ってくれます。その辺のところをどう思われているのかわかりませんが、蛍光灯の処理に困って不法投棄されて、かなりの量の蛍光灯がダム湖へ流れてきています。蛍光灯は水銀が入っていますので、非常に有害なわけですね。その辺の、蛍光灯の処理についてのご検討を、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

（会　長）

参考にしていただきたいと思います。他に、ご意見ございますか。

（委　員）

資料２の121ページの水洗化の普及・啓発とあり、下水道整備地区での早期接続についてですが、下水道工事に伴い、その地区の対象者への説明会の中で、３年以内に下水道に接続してほしい、などいろいろな話があります。

下水道が整備されている区域の中でも、下水道に接続している人と、接続していない人とがいますよね。特に、アパートなどは接続していないケースが多いと思います。接続していないアパートなどの排水口から臭いが出て、周囲の接続している住民から苦情が出ることもあります。

市では、例えば３年くらい接続していないままのアパートなどに、下水道への接続を直接、啓発しているのでしょうか、また啓発できるのでしょうか。

（下水道課）

下水道管の工事を行う際に、その地区の対象住民に「市が宅地内に汚水公共ますを設置するので、できるだけ下水道に接続してください。」という話をさせていただくのですが、すでに合併処理浄化槽を設置されている方などはなかなかすぐに接続してもらえない、という現状があります。その後３年たって未接続の状態のままだったら、またお願いに行く、ということは、今のところはしていない状況です。下水道工事をする時に、お話をさせていただいているだけの状況です。

（委　員）

例えば、各家庭もそうですけれど、何世帯もある大きなアパートが下水道に接続していないままだと、排水口の臭いなどの地域トラブルへとつながり、地域住民だけで解決するのも難しくなると思うので、行政の方でなにか指導というのはできないのでしょうか。せっかく下水道を整備しても、未接続の状態が何年も続くと大変だと思うので、市の方で何か啓発する方法はないのかなと思っています。

（下水道課）

そのあたり、また検討させていただきます。

（会　長）

ほかに何かございますか。

（委　員）

下水道の区域に入れるか入れないか、といった委員会を以前やったことがありましたね。この地区は下水道を整備しませんよ、といった。

（下水道課）

汚水処理構想の委員会ですね。（注：岩国市下水道事業検討委員会（令和２年７月～令和３年７月））

（委　員）

その辺との関係はどうなのですか。地区によっては下水道がなくて、台所などの生活雑排水や浄化槽の排水を、道路側溝などへ流して、最終的には川や海へ流れていくことになると思いますが。この辺のところは将来どうするかというのは全くないのですか。

（下水道課）

汚水処理構想で下水道区域から外した区域は、公共下水道は整備しないという形になり、合併処理浄化槽で対応していただくことになります。合併処理浄化槽の性能も上がってきていますので、きちんと設置して管理していただければ、きれいな水になってそれぞれの道路側溝などに流れていくと思います。

（委　員）

　地区によっては、道路側溝などがオープン（開渠）になっています。もう少し密閉したというか、（道路埋設型の）排水管をちゃんと整備するとか、そういうお考えはないのでしょうか。

（下水道課）

管渠を道路に敷設するとか、道路側溝を蓋がけに直すとかは、下水道課ではなく別の部署の対応になってきます。

今のところ、下水道区域から外した区域については、下水道は整備しないということで、もう少し合併処理浄化槽を設置していただいて、ちゃんと個人で管理していただいて、きれいな水にして流していただく、という形しかないのかな、というふうに思っています。

（委　員）

１年に１回、浄化槽の汚泥の引き抜きをやって全部清掃するじゃないですか。あの清掃金額というのは高いのですが、なんとかならないのですかね。５人槽だったら1回の清掃で数万円かかりますよね。下水道の使用料金と比べたら、年間の経費が大変違うのですよね。岩国市は面積が広いだけに、下水道がある地域は少ないので、そうした地域（下水道がない地域）からいろいろな問題が出ていると思うのですけど。浄化槽の年間の経費は、下水道と比べるとかなり高いと思うのですよ。

（下水道課）

下水道の使用料金というのは、水道で使った水の量に比例して料金がかかってきて、一方、浄化槽は、保守点検とか清掃とかの維持管理に、ある程度の一定の料金がかかってきますので、どうしても少人数の世帯であれば、下水道の使用料金の方が少ないということで、その辺の差は出てくると思います。逆に、大人数の世帯であれば、下水道料金の方が高いという可能性もあります。

また、浄化槽の維持管理料金は、地域によっても違うみたいなことはお伺いしています。玖北であったり玖西であったり、また、旧市内であったりで、地域によって違う、というのは少々お聞きしています。民間業者が行っていることですので、その料金を一定にするとかは難しいかと思います。

（委　員）

合併処理浄化槽を設置するときには大変お金がかかるのですよね。100万円くらいかかるのではないですか。

（下水道課）

（下水道計画区域等を除いた地域においては）合併処理浄化槽の設置に対する補助金があります。また、先ほどの汚水処理構想の下水道区域の見直しに伴い、下水道から合併処理浄化槽に転換した区域には、上乗せ補助もあります。

（会　長）

ほかに何かご意見ございますか。よろしいでしょうか。

（担当課）

最後にお知らせがあります。

パブリックコメントの募集について、説明をいたします。現在、議論していただいている、第２次岩国市一般廃棄物処理基本計画の素案についてですが、令和５年12月18日から令和６年１月18日まで、パブリックコメントの募集を行います。広報いわくに12月15日号に、パブリックコメントの募集を掲載する予定にしておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、次の第４回環境審議会の開催時期についてですが、７月の第１回環境審議会で、年４回の審議会スケジュールを説明させていただきましたが、当初の予定どおり来年２月の開催を考えております。内容は、パブリックコメントの報告とそれを踏まえた上での計画書の案をお示ししたい、と思っておりますので、よろしくお願いします。

（会　長）

ほかに何かご意見ございますか。ないようでしたら、本日予定した審議を終了します。